

第 1 2 号議案

教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について

教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 3 月 2 5 日提出

宮城県教育委員会教育長 伊東 昭代

## 教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、教育職員（義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例（昭和四十六年宮城県条例第四十七号。以下「条例」という。）第二条第二項に規定する教育職員であつて、県立学校に所属するものをいう。以下同じ。）の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適正な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置を定めるものとする。

(上限時間の原則)

第二条 宮城県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育職員が業務を行う時間（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第七条第一項に規定する指針に定める在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（条例第五条第一項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- 一 一箇月について四十五時間
- 二 一年について三百六十時間

(児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合の上限時間)

第三条 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合に

は、前条の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

一 一箇月について百時間未満

二 一年について七百二十時間

三 一箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一箇月、二箇月、三箇月、四箇月及び五箇月の期間を加えたそれぞれの期間において一箇月あたりの平均時間について八十時間

四 一年のうち一箇月において所定の勤務時間以外の時間において四十五時間を超えて業務を行う月数について六箇月

(委任)

第四条 この規則に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

## 教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定の概要

### 1 制定理由

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和元年法律第72号）の公布を受けて、文部科学省から令和2年1月17日付けで「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（文部科学省告示第一号。以下「指針」という。）が告示されたところである。

これに伴い、本県においても、指針第4の規定に基づき、県立学校教育職員の服務監督権者として指針第3で規定する「在校等時間」の上限時間を定めることで、教育職員の業務量の適切な管理等を図ることを目的として、新たに教育委員会規則を定めるもの。

### 2 制定内容

- (1) 在校等時間の上限時間の原則に関すること
  - ▶ 1か月45時間，1年360時間
- (2) 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合の上限時間に関すること
  - ▶ 1か月100時間未満，1年720時間 等
- (3) 教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項に関すること

### 3 施行年月日

令和2年4月1日